

大衡村 バイオマスタウン構想の取り組み

小学校の畑やファールランド内学習田では、衡中東地区やときわ台地区、また定住促進住宅や給食センター等から排出された生ごみをリサイクルしたたい肥が使われています。野菜や稲は順調に生育し、収穫の時期を迎えています。



▲小学校 畑



▲小学校 学習田

「有機たい肥」を使ってみませんか

家庭や給食センター等から排出される生ごみや食品由来の有機汚泥を主な原料とした「たい肥」を村内の花壇・イベントや家庭菜園のほか、小学校田畑でも活用しています。興味のある方はぜひ「有機たい肥」を使ってみませんか。

本事業にご協力いただいている株式会社ジェイネックスより、村民を対象に「有機たい肥」を一度に3袋（1袋15kg入り）まで無償で提供いただけます。受け取り方法については、同社（仙台市泉区明通二丁目80番 ☎022-779-5515）にお問い合わせください。

■問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

消費生活相談窓口から * 転ばぬ先の消費者知識 *

■問い合わせ先
住民生活課
☎341-8512

このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

☆『光コラボ』にすると料金が安くなる？

大手電気通信事業者が所有する光回線を他の事業者が卸売りするサービス（光卸）が始まり、この卸売りを受けた事業者が独自のサービスや料金で通信サービスを提供することを光コラボレーション（光コラボ）といいます。プロバイダが光回線をセット販売したり、携帯電話事業者が光回線と携帯電話をセットで販売したりと、消費者がいろいろ選択できるようになっています。

- しかし、
 - ◆「インターネット料金が安くなる」と言われプロバイダの契約をしたら回線が別の事業者に変わっていた。
 - ◆「今より料金が安くなる」と言われ契約したが、料金は思ったほど安くなかった。
 - ◆「電話番号は今のまま」と言われたが、メールアドレスは使えなくなっていた。
- などの相談が寄せられています。

『光コラボ』は代理店による電話勧誘も多く、料金が割安になることだけが強調されがちです。電話での説明だけで契約内容を理解し、判断するのは簡単ではありません。その場ですぐに契約しないで、慎重に内容を検討したうえで、契約しましょう。

安くなると言われたからではなく現在支払っている料金はいくらで、どんな割引サポートがあるのかを確認したうえで新しく契約をするといくらになるのか等、現在の契約と比べたうえで判断しましょう。

解約したいとき

契約書を受け取って8日以内であれば、初期契約解除制度によって契約解除できますが、解除に伴う対価は請求されます。

少しでも疑問に思ったら、お気軽に消費生活相談窓口にご相談してください。

国民年金だより

○国民年金などの公的年金の概要について

- (1) 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。
- (2) 公的年金は、社会全体で支え合う世代間扶養の仕組みで成り立っています。
- (3) 公的年金には、老齢年金のほか万が一の場合に支給される障害年金や遺族年金もあります。
- (4) 国民年金では、受け取る年金額の一部を国が負担しています。
- (5) 公的年金で納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

○年金手帳について

年金手帳は、年金を受け取る時や相談を行うときの身分確認として使用しますので大切に保管してください。年金手帳を紛失された場合は、第1号被保険者※1の方は年金事務所又はお住まいの市区町村役場で、第2号被保険者※2の方は年金事務所又は事業主を経由して、第3号被保険者※3の方は事業主を経由して申請手続きを行ってください。

- ※1 第1号被保険者・・・20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業、学生など
- ※2 第2号被保険者・・・民間会社の会社員、公務員など
- ※3 第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の方

○国民年金保険料について

平成28年度の国民年金の保険料は月々16,260円です。毎月の保険料は、翌月の末日までに忘れずに納めてください。保険料の納付は、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で現金による納付のほか、口座振替やインターネットを利用する方法もあります。

○保険料を納めることが困難なとき

所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合は、市区町村役場に保険料免除等の申請を行ってください。年金事務所前で前年所得等を審査して承認された場合は、保険料の全額又は一部が免除されます。

保険料の免除制度の種類や納付する保険料額及び保険料を全額納付した場合と比較した免除期間にかかる老齢基礎年金額は下記のとおりになります。

免除制度の種類	保険料額(月)	老齢基礎年金額
全額免除	0円	8分の4
4分の1納付(4分の3免除)	4,070円	8分の5
半額納付(半額免除)	8,130円	8分の6
4分の3納付(4分の1免除)	12,200円	8分の7
納付猶予	0円	0
学生納付特例制度	0円	0

【ご注意ください】

◇4分の1納付、半額納付及び4分の3納付は、一部保険料を納めなかった場合、一部免除が無効となり未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の計算に含まれないだけでなく、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

■問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512